**連結財務書類に対する注記**

1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･････････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

 ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

なお、一部の連結対象会計（水道事業会計、病院事業会計）及び連結対象団体（一般社団法人）においては、原則、取得原価としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････････原則として取得原価

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア　市場価格のあるもの････会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ　市場価格のないもの････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品･････････先入先出法による原価法

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。） ････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　　　　15年～50年

工作物 10年～60年

物品 5年～10年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

②　無形固定資産（リース資産を除きます。） ･････････定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

･･･････････リース期間を耐用年数とし、残存期間を零とする定額法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

1. 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権などの金銭債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象会計・団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

1. 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。ただし、一部の連結対象会計・団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

・・・・・・・・通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　　　　ただし、一部の連結対象会計・団体においては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象会計・団体については、税抜方式によっています。

2 追加情報

⑴ 連結対象会計・団体

ア　 連結対象会計

|  |
| --- |
| 一般会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険診療施設特別会計、後期高齢者医療特別会計、魚市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落配水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計、国民健康保険種市病院事業会計（地方公営企業会計）、水道事業会計（地方公営企業会計） |

イ　 連結対象団体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 岩手県市町村総合事務組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | － |
| 岩手県後期高齢者医療広域連合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 |  1.35％ |
| 久慈広域連合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 28.75％ |
| 一般社団法人大野畜産公社 | 第三セクター等 | 全部連結 | － |
| 一般社団法人大野ふるさと公社 | 第三セクター等 | 全部連結 | － |

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

②　一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③　第三セクター等は、出資割合等が50％を超える団体（出資割合等が50％以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25％未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

⑵ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計・団体と出納整理期間を設けている会計・団体との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、原則として現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

⑶ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

事業用資産（土地）　1,500千円（簿価6,015千円）